
今月のテーマ ふるさと納税制度

最近 web 上で何かと話題になっているふるさと納税制度ですが、何が問題視されているのか正しく説明できる方は少ないように思います。そこで今回は制度創設の趣旨や内容を整理することで、皆様にふるさと納税制度をご紹介します。

1. 制度の概要

(1) 創設の背景

総務省 HP のふるさと納税制度に関する公開資料の中に、「ふるさと納税研究会報告書」があります。その報告書の冒頭に意義として次のような記述があります。『多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会へ出て、(中略)今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があってもよいのではないか』という問題提起を発端に議論が尽くされ現在の制度が平成 20 年に創設されました。

(2) 内容

名称の中に納税という言葉が入っているため勘違いされがちですが、本制度は都道府県や市区町村に対する寄付金のうち、2,000 円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税・個人住民税から全額控除されるものです。

① 対象となる寄付金

項目	留意点
対象となる寄付金	全ての都道府県・市区町村に対する寄付金。ただし、総所得金額の30%相当額が上限。
寄付先の制限	出身地や過去の居住歴などは不問。また寄付する団体の数に制限はなく、複数選択可能。

② 控除額(総務省 HP より)

- (A) 所得税・・・(寄付金-2千円)を所得控除
 (B) 個人住民税(基本)・・・(寄付金-2千円)×住民税率10%を税額控除
 (C) 個人住民税(特例)・・・(寄付金-2千円)×(100%-10%-所得税率)を税額控除
 → (A)(B)により控除できなかった金額を、(C)により全額税額控除
 なお、(A)~(C)のいずれも一定の金額を限度とする。

③ 具体例(総務省 HP より)

年収 700 万円の給与所得者(所得税率 20%、復興特別所得税率 2.1%)が、3 万円の寄付をした場合

← 寄付金額 3万円 →			
適用下限額 2,000円	所得税 (3万円-2千円)×所得税率等20.42%=5,718円	個人住民税(基本) (3万円-2千円)×住民税率10%=2,800円	個人住民税(特例) (3万円-2千円)×(100%-10%-20.42%)=19,482円
← 所得税と合せた控除額 28,000円 →			

2. 制度の現状

ふるさと納税は行政にとっても寄付者にとっても有益な制度です。行政は寄付金を収入することができますし、寄付者は寄付を行うことにより所得税・個人住民税の寄付金控除を受けることができます。しかし、一部の行政はより多くの寄付金を募るために寄付者にご当地の特産品をあげるという「特典」をつけているところがあります。

近年この「特典」が横行しており、それを寄付金の呼び水にしている行為が制度創設の趣旨から外れていると複数の見識者が指摘しております。ともあれ、「特典」はまだ禁止されているわけではありませんが、この制度を利用される場合にはこういう側面があることも知っておいたほうがよいと思います。